

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

資料3

【地域保健福祉部会】（経営課題1）

（素案について～第2回部会～）

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
1	西山（靖）委員 南口委員 保田委員 桑名委員	5	【町会活動について】 ・町会による活動について、なかなか人が集まらない。参加者を増やすことが課題である。 ・町会に加入することで、班長や役員といった役割を負うことになり、その負担感から加入に消極的になるのではないか。町会加入の魅力を発信すべきである。 ・市営住宅では自治会加入とあわせて町会へも加入することになっているが、加入を嫌がる人も多く、自治会費や町会費の減少が問題となっている。若い世代は町会等の活動に関心が薄く、参加が難しい状況であり、また役員の高齢化や町会の運営に関する課題もある。	・本市では、もっとも身近な地域コミュニティである町会の加入世帯数が減少し、加入率の低下に歯止めがかかっていると言い難い状況に鑑み、地域コミュニティの維持・活性化を目的として、「大阪市町会加入促進戦略」を策定しました。 ・当区においても、地域の現状や課題を把握したうえで、優先順位を決めて効果的な施策に取り組むため、「鶴見区 町会加入促進アクションプラン」を策定し、町会等と協働で加入率向上に取り組んでいます。 ・今回いただいたご意見については、当区としても課題認識しており、区の様々な広報媒体を活用して町会加入の魅力を発信するなど、「町会プロモーション」を徹底していきます。	市民協働
2	有村委員	6	【幅広い層が参加できる運動等について】 ・広報紙に掲載されている運動等のイベントは大人向けが多いが、身体を動かすことは非常に大切なことから、小さい子どもからお年寄りまで参加できる取組が必要である。	・当区では、令和4年度から鶴見区在住・在勤の方であれば誰でも参加できる「鶴見区民レクリエーション体験会」を毎年7月頃に鶴見区体育厚生協会と共催で開催しています。	保健教育

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
				・このほか、ボッチャやスリーアイズなど、年齢や身体状況を問わず参加いただけるスポーツの機会を区社会福祉協議会や各地域団体が主催となり開催されています。 ・このような機会に、より広く多くの皆様がご参加いただけるよう、引き続き区広報紙等を通じて情報発信していきます。	
3	南口委員	8	【目標値に係る考え方について】 ・成果指標を「『困難事例に対し、つながる場において情報共有や支援の方向性が確認できたと思う』と回答したつながる場の参加者」としたうえで、目標値を 80%以上に設定しているが、つながる場の参加者はボランティアではなく業務で参加しているため、全員が情報共有や支援の方向性を確認しなくてはいけないのではないかと。	・各つながる場で取りまとめた「支援の方向性」や「必要な情報の共有」は、ファシリテーターや参加者が共通に確認する必要がある、「確認できたと思う」参加者は 100%が理想であると考えますが、つながる場の歴史はまだ浅く、開催頻度も少ないことから運営進行はまだまだ発展途上にあります。 ・このため、会を重ねるごとに創意工夫を加えるなど理想に近づけることとし、現時点では参加者の概ねが共有できていると考えられる 80%と設定しています。	保健福祉

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
4	金児委員 南口委員	8	【他都市事例の当区での応用について】 堺市では、行方不明となった認知症高齢者等に関して、アプリを活用して地域等が捜索に協力するといった取組を開始した。地域と専門職のネットワークづくりの一つの事例として、情報提供させていただくが、他都市などでの有用な事業について、鶴見区としても実現可能なものはできるだけ実現していただきたい。	- 本市では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」として、認知症高齢者に限らず、一定要件を満たした要援護者に対して、地域などへの個人情報の提供について同意を得たうえで、区が認定した地域団体等へ要援護者名簿を提供するなどし、地域団体が行う見守り活動への支援を行っています。 - また、それに加えて、本人やその家族の方からの事前登録により、認知症高齢者等が行方不明になった際に事故発生の防止や早期発見ができるよう、地域などの協力者にメール等の配信を行っています。 - 認知症高齢者をはじめとする要援護者に対する見守りの仕組みについては、今後、ますますその必要性が高まってくることから、ご紹介いただいた他都市の取組や I C T を活用した民間団体等との連携など、新たな見守りの仕組みについても、その有効性を検討していきます。	保健福祉
5	橋本委員	ー	【情報発信について】 地域における需要の集約や鶴見区の魅力を高めるため、X（旧ツイッター）内の「コミュニティ」という仕組みを活用し、鶴見区インフルエンサーを募集したうえで、情報発信してみてはどうか。	X（旧ツイッター）の「コミュニティ」は、共通の関心やテーマを持つ利用者が集まり、特定の話題について議論や情報共有を行うことができる場であり、鶴見区の地域活性化などに関心を持つ方が集ま	政策推進

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
				り、議論等することには一定の意義があるものと考えます。 ・しかしながら「コミュニティ」の作成者は、コミュニティ内のルールを設定したうえで、投稿内容の管理や交流の促進など、参加者が安心して意見交換等できる環境を維持する必要があります。 ・「コミュニティ」はとりわけ参加者間での意見交換等が見込まれることから、不適切発言や配慮のない発言、個人情報漏洩及び誤情報拡散など、一連の対応を要する事象が発生することが想定されます。 ・当区のアカウトにて「コミュニティ」を健全かつ適切に運営するには、そのようなリスクへの対応は不可欠であり、当該対応には複数人の職員にて投稿内容を常時監視等する必要があります。 ・そのため「コミュニティ」作成に係る事務量と区民等への便益を比較衡量すると、現時点では「コミュニティ」の仕組みを活用することは考えておりませんが、鶴見区の活性化に高い関心があり、かつ SNS 等の積極的な活用を検討している団体等と接する機会があれば、頃合いを見て当該団体等に「コミュニティ」の機能などを情報提供していきます。 ・次に「インフルエンサー」の募集について、インフルエンサーはインターネット上や SNS 等で多くのフォロワーを有しているため、普段区役所が行う区政情報の発信が届いていない層にアプローチできる	

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
				ことが見込まれ、フォロワーに親近感を持って受け入れられることが期待できます。 - 一方で、区政情報の発信を特定の個人に委ねることにより、インフルエンサー個人の信頼性や発信する情報の一貫性などの観点からのリスクも内包しています。 - そのようなリスクを勘案等すると、現時点では鶴見区インフルエンサーを起用した情報発信は考えておりません。	
6	橋本委員	一	【公営住宅等の活用について】 公営住宅をサービス付き高齢者住宅化し、また空家を活用して訪問介護事業所を誘致してみてもどうか。併せて、公営住宅に住む若い人に対して、ヘルパーの募集を行い、公民館で初任者研修などの資格取得を支援してはどうか。	いただいたご意見については、当区が所管する施策及び事業の範囲外であるため、市営住宅の管理等を所管する都市整備局、高齢者福祉施策等を所管する福祉局にそれぞれ情報提供させていただきました。	政策推進
7	桑名委員	一	【地域別の分析等について】 鶴見区は住みやすいまちとされているが、地域によっては評価が異なることも考えられる。各種調査を実施するには、地域別に分析等する必要がある。	- 令和5年度区民アンケートでは「鶴見区は安全で住みやすいまちと感じますか」との設問に対して、肯定的に回答した区民の割合は91.2%となっており、12地域別にみても82.8%から100%となっています。 - ただし、地域別に分析等するにあたっては、12地域毎に一定の回答者数を確保する必要があるため、地	政策推進

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
				域別の当該結果は参考として取り扱うこととなります。 ・委員ご指摘の調査については必要性はあるものの、現行の区民アンケートのような簡便で低廉費用での調査では調査設計等の都合上、その確保は困難な状況です。 ・地域別に分析等するには、国勢調査などの統計法に基づくような調査にて実施する必要がある、現時点での実施は難しいと考えています。	

（案について～第 3 回部会～）

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
1	金児委員	5	【町会加入について】 ・鶴見区は町会加入率が約 7 割であり、24 区中、最も高いとのことだが、それは地域のつながりや世代間のコミュニケーションが良好であることを示している。町会へ加入することのメリットがデメリットを上回ることや、多くの方が加入していることを PR することで、さらに加入率が上がるのではないか。	・ご指摘のとおり、当区としても町会へ加入するメリットについてのプロモーションが重要であると考えており、「鶴見区 町会加入促進アクションプラン」においても、優先的に取り組む内容と位置づけたうえで、引き続き町会等と協働で加入率向上に取り組んでいきます。	市民協働

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
2	桑名委員	5	【町会活動について】 ・人口減少や高齢化に伴い、自治会費が減少し、町会の運営がますます困難なものとなる。	・ご指摘のとおり、当区としてもそのような現状や課題があると認識しています。 ・優先順位を決めて効果的な施策に取り組むため、「鶴見区 町会加入促進アクションプラン」を策定し、引き続き町会等と協働で加入率向上に取り組んでいきます。	市民協働
3	橋本委員	—	【公営住宅の共益費等について】 ・市営住宅における共益費の用途について、内訳は不明だが、清掃作業などは民間業者を活用した方が効率的かもしれない。 ・また地域ごとに楽しい催し物や茶話会を企画するのも良いと思う。	・いただいたご意見については、当区が所管する施策及び事業の範囲外であるため、市営住宅の管理等を所管する都市整備局に情報提供させていただきました。 ・ご指摘のあった活動につきましては、各地域活動協議会や各町会がそれぞれの地域特性に即して自律的に実施するとともに、情報発信を行っています。 ・当区としても、そういった魅力ある活動をより区民に認知されるよう、区の様々な広報媒体を活用してPRしていきます。	政策推進 市民協働

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

【こども教育部会】（経営課題3）

（素案について～第2回部会～）

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
1	西岡委員	－	【評価結果に係る説明について】 ・成果指標の妥当性について、この間、区政会議にて議論がなされており、区役所が設定している指標は適切と考えているが、疑義を指摘された場合は、運営方針に掲載していない関連データ（実数）を示すなどしたうえで補足説明し、取組の成果や評価結果に対して区政会議委員から賛同を得られるよう努めるべきである。	・成果指標（単年度）・目標値については、当年度取組によるめざす成果として、主要なものを設定しています。 ・そのため、各担当部署において運営方針に掲載していない指標や実績といった関連データを有している場合、それらのデータを示すなどして取組の成果や評価結果が適切である旨、補足説明したうえで、当該評価結果等に対して区政会議委員の皆様からご理解を得られるよう努めていきます。	政策推進

（案について～第3回部会～）

特段の意見なし

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

【くらし安全部会】（経営課題 2・4・5）

（素案について～第 2 回部会～）

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
1	黒澤委員	10 -12	【アンケート結果の分析について】 ・アンケート結果に係る数値の増減を把握すること以外にも、その増減理由を分析することによって、防災力の強化に繋がると思われる。	・ご指摘のとおり、増減理由の把握や分析が防災力の強化につながると考えています。 ・区政会議での議論を踏まえ、例えば、令和 5 年度から防災に関する備えに関わる設問では、単に増減だけでなく、「いつから取組を始めたのか」を設けるなど工夫を行い、今後の分析に資するよう努めています。	市民協働
2	坂本委員	10	【区民の備蓄に関する周知等について】 ・備蓄量や避難所面積に制限があることから、区民一人ひとりがどれだけの備えをしているのかが重要である。行政としても区民の備蓄に関する周知や啓発、さらには意識向上に向けた取組に注力すべきである。	・ご指摘のとおり、一人ひとりの備えは大変重要であると考えています。自助に対する意識の向上を図るため、これからも広報紙や防災イベントでの周知を図るほか、SNSでの発信や防災イベント以外の区が実施するイベントで備蓄の大切さを伝えるチラシを配布するなど、幅広く啓発を行っていきます。	市民協働
3	坂本委員	14 -15	【成果指標の妥当性について】 ・防犯対策に係る成果指標・目標値として、「街頭犯罪件数を 5 % 減」との設定は妥当性があるものと思われるが、一方で交通安全対策に係る成果指標として、「交通事故死傷者数における自転車事故の割合」及び「自転車事故死傷者数」を設定している	・当区では交通事故発生件数のうち、自転車事故が一定程度の割合を占めていることから、交通安全対策に係る当年度の取組として自転車マナー向上をめざした啓発活動に係る取組を重点的に実施しています。	市民協働

「令和 7 年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
			が、当該指標では成果を適切に把握できるか疑問である。	そのため、取組の代表的な成果指標として、自転車事故に関わるものを用いています。 ・なお、自転車事故は事故内容により、死傷者数に違いがあることから、成果指標に「交通事故死傷者数における自転車事故の割合」に加えて、区政会議での議論を踏まえ、「自転車事故死傷者数」を新たに設定し、経年比較することで成果を把握することにしました。	
4	黒澤委員 黒澤委員 坂本委員	15	【実効性ある交通安全対策について】 ・交通安全対策について、自転車の罰則が強化されても、マナーの悪い人が多く、無灯火で走る自転車が問題である。オートライトや片手運転防止装置の導入を自転車業界に要請すべきである。 ・また自転車マナーアップキャンペーンの効果は乏しく、なにか強制力のある安全対策を検討できないか。鶴見区が新しい安全対策を発信し、全国に広めることができれば素晴らしいと思われる。	・ご指摘のような自転車業界への要請や強制力のある取組については、本市市民局を通じて、警察等関係機関にお伝えさせていただきます。	市民協働
5	坂本委員	26	【区政情報に係る SNS の活用などについて】 ・若年層へ区政情報を届けるために SNS を活用することが広報活動の課題である。それらを活用することで、より多くの区民とつながり、アンケートなどで貴重な意見を集めることが可能となる。 ・特に、広報紙に QR コードを掲載し、簡単にアンケートに答えられる仕組みを構築することが重要であ	・区広報紙に QR コードなど二次元コードを掲載したアンケートについては、簡便で有効と考えられますので、まずは他市町村等の事例を参考にしたうえで、その仕組みを研究していきます。	政策推進

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
			り、これにより、区民全員が区政モニターのような役割を果たすことが今後期待される。		
6	坂本委員	26	【大阪市LINE公式アカウントについて】 ・区民が区政情報を真に必要とするのは非常時であることから、平常時である現在において、大阪市LINE公式アカウントの友だち登録者数増加に向けて注力いただきたい。	・区広報紙等の各種媒体を活用し、大阪市LINE公式アカウントのセグメント配信機能（希望する行政区・カテゴリのみ受信設定できる機能）の利便性等について広報するとともに、友だち登録者数増加に向けて大阪市LINE公式アカウント広報チラシを作成のうえ、区内の転入者や各種イベント参加者に配布していきます。	政策推進
7	坂本委員	29	【SDGsの推進について】 ・SDGsの推進にあたっては、経済合理性とのバランスが重要であり、また区民に対してSDGsの理念をどの程度まで求めるべきなのかを検討する必要がある。	・SDGsの推進に際しては、区民の皆さまにSDGsへの理解を深めていただき浸透を図りながら、日常生活行動がSDGsの達成に繋がっているという意識づけが効果的であると考えています。 ・そのため、SDGsに係る情報発信の際には、過度な負担を要する必要はなく、身近でできることから取り組んでいただける内容になるよう努めていきます。	政策推進
8	坂本委員	29	【SDGs推進に係る具体的取組内容について】 ・SDGsを推進するには、国や企業が主導する必要があるが、区レベルでも具体的な取組が可能である。例えば、SDGsに積極的に取り組むNPOや	・SDGsの推進に係る当区での取組については、運営方針に記載のとおりであり、引き続き具体的な取組内容を明示していきます。	政策推進

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
			団体と提携し、区役所がフードロス削減のためのフードドライブを実施するなど、具体的な活動を示すことで、地域全体が協力しやすくなる。具体的な取組内容を明示することが重要である。	・なお、NPOや団体と提携に関しては、大阪信愛学院大学やイオンモール鶴見緑地と連携した取組を行う予定であり、フードドライブに関しては、本市環境局と連携しフードドライブ実施施設の一つとして食品の回収を行っています。	

（案について～第3回部会～）

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
1	黒澤委員 坂本委員	9 -12	【区民アンケートの選択肢等について】 ・区民アンケート結果を用いた成果指標では、「備蓄」といった文言が記載されているが、それだけでは粗いと思われる。具体的に、備蓄の中でも食料や簡易トイレなど、区役所として備蓄が必要と考えるものをアンケートの選択肢に加えるべきではないか。区防災計画についても、知っている方と読んだことがある方では大きな違いがあるため、アンケートを実施する際には、区役所として区民に求める水準を検討したうえで、選択肢等を設定すべきである。 ・成果指標（中期）では「区民アンケートで『鶴見区で実施している取組みが、今後の災害に対する備えにつながっていると感じる』と回答した区民の割	・ご指摘を踏まえ、今後の区民アンケートの実施に際して工夫していきます。	市民協働

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
	山田（竜） 委員		合」を設定しているが、取組みを知らない方にとっては、アンケートの設問によって初めて取組みを知り、区役所が実施している取組みならば、備えに繋がるであろうといった心理に至ることにもなりかねず、この設問は厳密には特定の選択肢を選ばせるように誘導を行っている。さらに選択肢も「感じる、どちらかといえば感じる」などの4択に設定されているが、「知らない」や「わからない」といった選択肢を設けることで、結果は大きく異なってくる。設問や選択肢を再検討するべきではないか。 ・区民アンケート結果では、備蓄をしていない方が25%程度いるとのことだが、回答者の住宅（一戸建てやマンションなど）や家族構成（1人暮らしや2人暮らしなど）を把握することによって、防災対策における分析に活かすことができるのではないか。		
2	黒澤委員	9 -12	【成果指標の設定について】 ・「区防災計画の取組を知っている」という成果指標について、「知っている」だけでは求める水準として低いのではないか。実績値が低くとも、「ちゃんと読んでいる」という割合を成果指標とし、継続して取り組むことによって割合を上げていく方が大事ではないか。	・ご指摘のとおり、計画を知るだけでなく、内容を理解している方を増やすため継続して取り組むことが重要だと考えており、これまでから広報紙やイベントなどで計画の存在を伝えるだけでなく、計画の内容も含め周知してきました。しかしながら令和5年度のアンケート結果では、「内容、取組を知っている方の割合4.8%」「見たことはあるが内容、取	市民協働

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
	坂本委員		・現状の数値が低くとも、1年間の事業を通して昨年度よりも数パーセントの改善を積み重ねることによって、5年間で防災力が向上したと評価できる。成果指標を設定する際にはそういった視点を持っていたきたい。	組は知らない方の割合 28.5%」と、どちらも低水準でした。 ・3分の2程度は「知らない」という状況であり、まずは知っていただき、それから掘り下げて読んでいただくというステップを踏んでいくことが必要と考えています。 ・そのため、まずは知っていただくことにターゲットを置き、公助の取組に関する成果指標に関しては、「区防災計画などの取組を知っている」区民の割合を成果指標としています。もちろん、取組としては、委員ご指摘の「ちゃんと読んでいる」に該当する「内容、取組を知っている方の割合」を高めるよう努めていきます。	
3	坂本委員	10	【区民アンケート結果の活用について】 ・防災意識の向上（自助）では、耐震と備蓄の2つの備えが必要であり、防災訓練などに参加される意識の高い方は、備えなどしていることが見込まれる。一方で備えをしていない方の底上げが課題であるが、その対策を検討するにあたって、現行の区民アンケート結果ではその活用は困難である。	・当区では、防災への関心が低い方をはじめ区民の皆様に、SNSや広報紙での防災の取組の発信、防災イベントの開催、様々な場所での出前講座の実施など、自助とその後の共助の重要性につながる意識向上に向けた取組を行っています。 ・ご指摘のとおり、「備えをしていない方への底上げ」は課題であり、令和5年度の区民アンケートから、防災訓練などに参加されない方に対する不参加の理由を求めています。不参加理由を分析すると、訓練に「参加する必要性がない」という答えを除き、大部分は「時	市民協働

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

N0	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
				間がない」「参加日時がわからない」などがございました。 ・そうした方へ情報を届くよう、広報紙で防災特集記事を組むことや、隔月の防災記事で啓発を行うとともに、必要な情報を掲載したホームページへ誘導する二次元コードを掲載することにより、防災情報にアプローチできるように工夫しています。	
4	坂本委員	11	【防災に係る実態把握について】 ・防災に係る実態を把握するためには、防災訓練の際に複数の項目をヒアリングしたうえで、世帯毎の防災力・防災意識を評価するような取組が有益である。それによって例えば戸建て・マンション別に居住する世帯の意識や傾向等が明らかになるのではないかな。	・ご指摘の取組は有用なものであり、令和7年度以降に実施する防災出前講座等の参加者アンケートで防災意識等が把握できる項目を追加し、さらに地域で実施される防災訓練時のアンケート項目においても、防災意識等が把握できる項目を追加していただけるよう協力依頼を行うなど、区として実態把握を行っていきます。	市民協働
5	坂本委員	15	【交通安全対策に係る成果指標について】 ・交通安全対策での成果指標（単年度）では「自転車事故死傷者数」を設定しているが、仮に自転車事故死傷者数が減ったことをもって、区役所の取組が奏功したとは言えず、要は因果関係が不明である。 ・区役所の事業として、マナーアップのための取組みしかないのであれば、成果指標としては、どれだけマナーがアップしたかどうかを測定すべきではない	・交通安全対策については、当区だけでなく警察と連携し、交通事故防止をめざし、ヘルメット着用や道路交通法の改正による「ながらスマホ」「飲酒運転」禁止など自転車マナーの向上に向けた啓発に取り組んでいます。 ・警察庁のHPでは、自転車乗用中のヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合は着用時に比べて約1.9倍高く、また「ながらスマホ」が原因となる交通	市民協働

「令和7年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」にかかる意見とその対応等について

NO	委員名	頁	ご意見	対応や考え方等	担当
			か。具体的にはヘルメットの着用率が考えられるのではないか。	事故の発生が後を絶たず、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生していると記載されていることから、自転車であっても交通ルールを守らずに運転すれば、重大な事故につながる可能性が高くなると考えます。 ・そういったことから、当区が実施する自転車マナー向上の取組と、成果指標として設定している「自転車事故死傷者数」については、一定の因果関係があるものと考えています。	
6	小倉委員	15	【自転車マナーの啓発について】 ・令和5年度の自転車事故死傷者数は156人とのことであるが、その中にはお亡くなりになった方もいると思われる。自転車マナーの啓発をされる際には、自転車事故で命を落とすかもしれないといった重大性を伝えていくべきである。	・ご指摘のとおり、自転車事故で頭を損傷し死亡されることが多い実態を踏まえ、自転車マナーの啓発の際には、自転車事故は命を落とすかもしれないといった重大性をはらんでいることを伝え、ヘルメット着用など自転車マナー向上の必要性を訴えているところです。 ・引き続き自転車マナーの啓発に努めていきます。	市民協働